

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年3月7日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

障福第993号

(2) 業務名

令和5年度措置診察等に係る精神障害者移送業務委託

(3) 業務内容

仕様書記載のとおり

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 競争入札参加資格交付場所及び

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有するものであること。

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業として、国土交通大臣の許可を受けた事業所であること。

(3) 看護師、准看護師、救急救命士又は消防庁救急企画室長通知に基づき消防機関から患者等搬送乗務員適任証の交付を受けた者を有すること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキに該当していないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(7) 公告の日から入札の日までの間に静岡県から入札参加資格制限措置又は指名停止措置を受けていない者であること。

#### 4 入札に参加する者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格審査書類等を令和5年3月10日（金）正午まで（土曜、日曜及び祝日は除く。）に入札説明書等の配布場所に提出しなければならない。

#### 5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

##### (1) 配布期間

令和5年3月7日（火）から令和5年3月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

##### (2) 配布場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館2階

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

電話 054-221-2920

##### (3) 配布方法

無料で直接配布する。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札執行日時

令和5年3月13日（月）午後4時00分

##### (2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館7階第三会議室

##### (3) 入札書の受領期限

開札の日時まで

郵送、電送による入札は認めない。

##### (4) 入札保証金及び契約保証金

免除

##### (5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出する入札書及び入札に関する条件等に違反した者の入札書は無効とする。

##### (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

##### (7) 契約書作成の要否

## 要

### 7 その他

- (1) 本契約の締結は、当該業務に係る令和5年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 照会窓口は、静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課（電話 054-221-2920）とする。